

市川市社会福祉法人経営力強化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の社会福祉法人が厳しい経済社会情勢の変化に対応し、自らの経営力の強化を図るため、事業再構築等に係る事業計画の策定等に当たり専門家による支援を受けた社会福祉法人に対し、予算の範囲内において、市川市社会福祉法人経営力強化支援補助金（第4条第2号を除き、以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和52年条例第30号。第7条において「条例」という。）及び市川市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和52年規則第33号。第8条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会福祉法人 市川市経営力強化支援補助金交付要綱（令和4年 月 日施行）第2条第1号に規定する中小企業者等と同程度の規模を有する社会福祉法人をいう。
- (2) 新分野展開 社会福祉法人が主たる業種（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める大分類に掲げる産業のうち、当該社会福祉法人に係るサービス活動収益の構成比率の最も高い事業が属するものをいう。次号及び第4号において同じ。）又は主たる事業（日本標準産業分類に定める中分類、小分類及び細分類に掲げる産業のうち、当該社会福祉法人に係るサービス活動収益の構成比率の最も高い事業が属するものをいう。次号において同じ。）を変更することなく、新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、新たな市場に進出することをいう。
- (3) 事業転換 社会福祉法人が新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することなく、主た

る事業を変更することをいう。

- (4) 業種転換 社会福祉法人が新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することをいう。
- (5) 業態転換 社会福祉法人が製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を相当程度変更することをいう。
- (6) 事業再構築 新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行う社会福祉法人の事業活動をいう。
- (7) 専門家 次に掲げる者をいう。

ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第1項の規定により主務大臣の認定を受けた者（イにおいて「主務大臣認定者」という。）又はこれに準ずる者として市長が認める者

イ 主務大臣認定者から推薦を受けた者

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する社会福祉法人であること。
- (2) 補助金の交付を受けた後も、引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (3) 納期限が到来した市税を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする年度において、既に補助金の交付を受けた者（補助金の交付の決定を受けた者を含む。）
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第46条第1項各号に掲げる事由に該当する者
- (3) その他市長が適当でないと認める者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、専

門家による支援を受けて行う次に掲げる事業とする。

- (1) 経営力の強化を図るための事業再構築、商品開発、サービスの提供、販路開拓、IT設備の導入等に向けた事業計画の策定等
- (2) 前号に掲げる事業に係る国、県その他の公的機関による補助金その他の相当の反対給付を受けない給付金（以下「他の補助金等」という。）の申請（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 委託費（専門家に支払われるものに限る。）
- (2) 謝金及び旅費（専門家に支払われるものに限る。）
- (3) その他補助対象事業の実施に必要な経費であって市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、同項に掲げる経費について他の補助金等を受けるときは、当該他の補助金等の額に相当する部分は、補助対象経費としない。
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第1号に掲げる補助対象事業のみを実施する場合 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、100,000円を限度とする。
- (2) 第4条第1号及び第2号に掲げる補助対象事業を併せて実施する場合 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、150,000円を限度とする。

（交付の申請）

第7条 条例第2条第4号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 誓約書・同意書（別記様式）
- (2) 支援を受ける専門家に係る見積書等の写し

(3) 第4条第2号に掲げる補助対象事業に係る他の補助金等の申請を予定する場合にあっては、当該他の補助金等の公募要領等の写し

(4) 第3条第1項第1号及び第3号に規定する事項を証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付を申請しようとする者の同意を得て前項第4号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

3 条例第2条の申請書は、補助対象事業を開始する前に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第5条に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業報告書

(2) 支援を受けた専門家の領収書等の写し

(3) 第4条第2号に掲げる補助対象事業に係る他の補助金等を申請した場合にあっては、当該他の補助金等の申請書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 規則第5条の実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月18日から施行する